

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在のBを最終事業場として、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの約3年間、研磨作業等の粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで、〇〇労働局長からじん肺管理区分「管理2、PR1、合併症続発性気管支炎、療養要」と決定され、同年〇月〇日を診断確定日として、同日よりC病院において療養していたところ、成人T細胞白血病リンパ腫（ATL）が疑われたため、平成〇年〇月〇日、D病院に転医して療養したが、同月〇日、死亡した。死亡診断書には、直接死因として「呼吸不全」、呼吸不全の原因として「間質性肺炎」、間質性肺炎の原因として「じん肺」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の死亡はじん肺が原因であり、業務上の事由によるものであると主張しているので、以下検討する。

(2) ところで、じん肺及び合併症並びにこれらによる死亡等の業務起因性の判断に関しては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「改正じん肺法の施行について」（昭和53年4月28日付け基発第250号。）により取扱いを定めており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、同取扱いに基づき検討する。

(3) 被災者の死亡について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において、「I（ア）直接死因：呼吸不全、（イ）（ア）の原因：間質性肺炎、（ウ）（イ）の原因：じん肺、（エ）（ウ）の原因：職業ばく露、II直接には死因に関係しないがI欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等：成人T細胞白血病リンパ腫」と記載し、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「死亡原因としては、成人T細胞白血病リンパ腫、じん肺を背景とした急性呼吸不全と考えられる。」と述べている。

一方、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「被災者のじん肺は、管理区分決定時のじん肺陰影第1型から徐々に第3型へと推移しているが、著しい肺機能障害も認められず、合併症である続発性気管支炎は重篤なものであったとも認められない。平成〇年〇月に汎血球減少を伴い、成人T細胞白血病リンパ腫（ATL）急性転化により、感染制御が困難になったことが予

後へ大きく関与したと考えられる。本件死亡原因には成人T細胞白血病リンパ腫急性転化が、じん肺（合併症含む。）より相対的に有力な死亡の原因であったものと判断する。」と述べている。

さらに、G医師も、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、要旨、「じん肺の肺機能検査では肺活量の低下は軽度であり、肺高血圧症もなく、著しい肺機能障害は認められておらず、続発性気管支炎も治療によりおおむね安定して推移していたと考えられる。じん肺の病変であれば、通常は緩徐な進行経過をとると考えられるため、『突然の持続性低酸素血症（呼吸不全）』や『突然の心停止』の原因は、診療録等からは特定できないものの、何らかの余病の併発が起こったと考えるのが医学的には妥当である。被災者は成人T細胞性白血病が急性増悪を起こしつつある時期であり、急変後に発熱や黄色粘稠痰も認めたことから、成人T細胞性白血病に関連した余病併発（高度好中球減少・T細胞機能不全による日和見感染症の急速進行等）により死去された可能性が考えられ、じん肺及び法令の合併症と被災者の死亡との間に相当因果関係は認めがたい。」と述べている。

当審査会において、改めて被災者が死亡に至った経緯等について詳細に検討したところ、被災者のじん肺は、著しい肺機能障害を認めず、続発性気管支炎もおおむね安定して推移していたと認められることから、F医師及びG医師の意見は妥当であり、被災者の死亡とじん肺及びその合併症との間に相当因果関係は認められないと判断する。

(4) 以上から、被災者の死亡とじん肺及びその合併症との間に相当因果関係を認めることはできない。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものを見いだすことはできなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。